

産業民主化の未来像

武 田 実

序 言

第1章 人民の産業（産業の人民所有）

- 1) 国 有 化
- 2) 労働者の資本所有（労働と資本の迂回的一致）
- 3) 所有と支配

第2章 人民による産業（産業運営の民主化）

- 1) 資本と経営の分離
- 2) 労使経営協議会
- 3) 労働者代表の役員への参加
- 4) 全従業員の経営参画
- 5) 社長への権力集中
- 6) 企業運営民主化のための一試案

第3章 人民のための産業（産業目的の民主的設定）

- 1) 「何が人民の為になるか」を決定する者
- 2) 自由経済社会の問題点
- 3) 我が国の富と所得の分布
- 4) 我が国施策に対する批判

結 語

序 言

本論の内容は昭和58年6月11日、筑波大学に於て開催された組織学会で発表したものである。又その骨子は昭和57年4月、「労働と資本の迂回的一致」¹⁾ という小論の第7節に既に書いている。しかし、この際、学会に於ける質疑応答や反響、その後の考察をも含めて詳論することとした。

京都同志社大学に於て昭和56年9月に開催された第55回日本経営学会の統一論題として「産業の民主化」がとりあげられ、活発な討議が行われたが、「最近日本経営に広く普及したQC運動等の小グループ活動は産業民主化と言えるものかどうか」という所にその論議が集中した。マルクス経済学系の学者は、「このような運動は、資本が労働を搾取する為の手段として利用しているだけで、産業民主化とは言えない」と主張した。これに対し、「職場における自主参画を認めることは、生産性向上に資するのみならず、産業民主化という点からも評価すべきである」との反論があった。

たしかに、このような問題も産業民主化にからんだ一論点ではある。

しかし、産業民主化の問題は、このような限局された面のみで論ずるのではなく、もっと広い視野で総合的に考察すべきものと思う。

それでは、産業民主化の全体像はどのようにとらえてゆくべきであろうか。

リンカーンはケティスバーグにおける戦死者追悼演説の最後の句に於て、民主政治を「人民の人民による人民のための政治」²⁾と表現した。産業の民主化も、これに準じて「人民の人民による人民のための産業」と、とらえることが便宜かと思う。すなわち人民が産業を所有すること、人民が産業の運営に参画し支配すること、人民の為に産業が運営されること——所有、運営、目的の三つの角度から、問題を考究することが、産業民主化の全体像を鮮明に浮びあがらせることになると思われるので、これに従って論述を進めることにする。

(注) これについて筑波大学に於ける組織学会の研究発表大会では、コメンテーターの二神恭一氏(早稲田大学)から、「産業民主化という課題を政治の民主主義のアナロジーで考えることができるか」という問題提起がされた。確かに産業の問題は産業の問題として、その実情に基いて立論すべきものである。政治原理を唯単に類推で適用すればよいというものではない。故に民主政治は公選制度を基礎にするからといって、産業分野に於ても何でも公選制にすればよいというわけにはゆかない。(これは後に詳述する)しかし、所有、運営、目的の観点から考察してゆくことが、この課題の全容を明かにする上で便宜だと考えられるので民主政治の概念規定を借用する次第である。

注 1) 1982. 4. 10. (株)新評論社刊、津田真澄名東孝二、青沼吉松編「日本的経営と産業社会」189頁～194頁、武田実稿第二部第四章「労働と資本の迂回的一致」

2) 昭23. 9. 25 (株)新月社刊, 高木八尺, 齊藤光訳「リンコーン演説選」159頁

第1章 人民の産業（産業の人民所有）

1) 国 有 化

産業を人民が所有するとは、どのような事態を指すのであろうか。

これは従来、生産手段（資本）の社会的所有として考えられてきた。マルクス経済学の目指す理想的共産国家においては、生産手段はすべて国民の共有となる。過渡形態としての社会主義国家のもとでは、生産手段はすべて国有となり、共産党独裁の支配下に入る。この観点からは、人民の所有する産業とは、産業の国有化だと考えられる。

資本主義国家においても、重要産業を国有化することが、資本の社会的所有であり、社会化への前進だと考えられた時代がある。しかし、このような思潮に支えられ、労働党の主導下に、重要産業を国有化した英国では、これが幻想に過ぎなかったことを実証した。産業の国有化は、単なる官僚支配の拡大にすぎず、非能率化を生み、大英帝国の衰退へとつながった。

我が国でも、国鉄、電々公社、K. D. D. 等の国有国営事業の非能率、官僚主義が国民指弾の的になり、その分割民営移管が論議されている。

しかし、この点に関しては、未だに古い理念に固執している人達が居る。例えば第55回日本経営学会全国大会報告要旨に、長谷川広氏（中央大学）は次のように書いている。「大企業の労働者国民に対する抑圧はいままでの百倍も重く身にこたえ耐えがたいものとなる。ここから大企業の国有化あるいは大企業にたいする民主的規制の必要と可能性が生まれる」³⁾とのべ国有化を産業民主化の指標としている。

資本主義国家における産業国有化が失敗に終わってきたのみならず、社会主義国家における産業国有化も、産業の民主化になっていないことは、社会主義国家からの亡命が相いつぎ、又ソルジェニーツインによって暴かれたソ聯内情からも、およそ推察がつく所である。

但し、フランスでは最近、重要産業の国有化が行われたが、これは、重要産

業が200家族と言われる少数財閥の支配下にあるというフランスの特殊事情に基づく一つの過渡形態と考えるべきものと思う。

国有化が、資本の「人民による所有」にならないとするなら、「人民による所有」は如何なる形で達成されるべきものであろうか。

2) 労働者の資本所有（労働と資本の迂回的一致）

この問題に対し、P. F. ドラッカーは、その著「見えざる革命」によって、新しい光を投げかけている。

彼は同書冒頭に次の如くのべている。

「社会主義は労働者による生産手段の所有と定義するならば、アメリカこそ史上初のかつ唯一の真の社会主義国というべきである。しかも、この定義こそ、社会主義の伝統かつ唯一の厳格な定義である。

今日アメリカの民間企業の被用者は、その私的年金基金を通じて、少なくとも全産業の株式の1/4を所有する。彼らは全産業を優に支配しうるだけの株式を手に入れている。さらに自営者、公務員、教職員の年金基金が少なくとも全産業の株式の1割を所有する。したがってアメリカの被用者と自営者は、全産業の株式の1/3以上を所有していることになる。」そして「つまり21世紀にはまだ間のあるうちに、全産業の発行株式の2/3、および他人資本のおそらく4割前後を所有するようになる」「大手の年金基金が全体としてすでにアメリカ経済の隅々にいたるまで支配権を握るにいたった」⁴⁾

かくしてアメリカでは、労働者こそが資本家であるという。年金加入の労働者は1973年において全被用者と全自営業者合計8,500万人の内約5,000万人におよんでおり、1985年には9,500万人中7,000万人にのぼると予想されている⁵⁾。このように広範な人民大衆が、生産手段（資本）を年金基金を通じて間接に所有することにより、社会主義国家がアメリカという国に現出しているというのである。

労働者各自が、迂回的に生産手段（資本）を所有することによって、産業の社会化が達成されるという考え方は極めて示唆に富むでいる。

中世においては、職人の親方は、自分の所有する作業場で、自分の所有する

道具を使用し、自分の所有する材料の上に加工して製品をつくった。ここでは、生産手段は労働する者の所有に属し、資本と労働は一致していた。しかるに近代工業の発達と共に、無産労働者が発生し、資本は一部少数の有産階級に握られ、資本と労働は分離した。ここに深刻な社会問題、階級闘争が発生した。

所が、労働者の力が強くなると共に、労働者は貯蓄しうるだけの賃金を得るようになり、単なる無産階級ではなくなる。産業資本が労働者の所有に属するようになる。但し労働者が、中世の職人のように、自己の職場の資本を直接所有支配する形とはならない。所属企業の株式を持株制度等で保有する場合もあるが、それは僅少で、年金基金や、銀行、生命保険会社、その他の機関を通じて、間接的に広範な諸企業の株式、債権を分散して所有するという形をとる。

(注) 私はこの現象を「労働と資本の迂回的一致」と名づけ前掲の一論をまとめているわけである。

P. F. ドラッカーは「アメリカこそ史上初のかつ唯一の真の社会主義国」と称し、かかる労働者の資本所有はアメリカのみの独占現象のように説いている。特に日本については次のようにのべて、労働者の資本所有や支配は無いと断定している。

「日本の大企業にとって第一の責任はその従業員に対する雇用と所得の保障である。これが終身雇用の経済的意味である。破産の場合以外には従業員をやめさせることができないとすれば、雇用や所得を維持することが経営管理陣にとって最大の課題である。利益をあげることではなく雇用を保障することが企業の目的であり経営管理能力のしるしである」とのべて、日本経営の「従業員の生活保障第一主義」を評価しているが、(日本企業が利潤より、従業員の生活保障を第一目的としているなら産業民主化の一端として注目すべきことである)、「しかしこの日本においてさえ、従業員による企業の所有はまったく見られない。被用者やその受託者による資本の所有や支配など、さらに見られない」⁶⁾としている。

P. F. ドラッカーは、年金基金にのみ着目している為、このような結論にな

ったものと思う。日本では厚生年金，国民年金，共済組合といった公的年金制度が全国民を覆っているため，私的年金制度の発達は未熟であった。社会全般の高齢化と共に公的年金の将来が危ぶまれて来た最近，漸く，適格年金や調整年金が増加し，生命保険会社，信託銀行の企業年金制度は年率20%でふえるようになったが，その金額は，昭和58年3月末で全国合計11兆7千6百万円⁷⁾で，かなりの額ではあるが，アメリカの如く大きくはない。しかし，先にものべた如く，労働者の迂回的資本所有は年金基金を通じてのみ行われるものではない。庶民の銀行に預金した金，生命保険の掛金等は，結局企業に貸し出されて，設備投資にもあてられる。昭和58年の国民の一世帯あたり平均金融資産は606万円強（貯蓄増強中央委員会6千世帯対象調査平均）であり，生命保険の1980年度末保有契約高合計は572兆円で一世帯あたり1,580万円になっているという⁸⁾。これ等の預金，生命保険料は，それぞれの機関を通じ投資運用されているわけである。我が国では個人の株式所有は全上場株の場合30%弱ということであるが，労働階級でも，いくらかの株式を持ち，又証券会社の投資信託を少額にもせよ保有している家庭は多い。日本の労働者も決して無産階級ではない。国民の90%が自らを中流階級と考えていることは，日本の労働者が有産階級であることを裏書きしている。

労働と資本の迂回的一致はアメリカのみならず，我が国に於ても確実に進捗している。

労働者は無産階級として搾取されるだけの存在ではなくなり，資本を間接に所有することにより，勤労所得と資本所得を併せ得る存在となる。

しかし，ここでもやはり，その所有較差，貧富較差が問題になる。労働者の資本所得が雀の涙程で，一方に莫大な資本所得を得る少数財閥があるのでは，資本の社会的所有とは言えない。完全な平等などはあり得ないことであるが，極端な差がなく，平板なピラミッド型の所有構造，国民大衆の分散的資本所有が，産業所有の民主化ということの意味であり，政治はこれを意図的に実現するものでなければならない。

（注1） 企業に於ける売上高対人件費の平均値が17%，売上高対支払金利割引料の平均

値が3%、売上高対配当の平均値が0.7%程度とすれば、勤労所得対資本所得は17:3.7ということになる。所得の18%が資本所得であれば、平均的な資本所有者の労働者、これより資本所得の多い人は、資本家的労働者、これより資本所得の少ない人は無産的労働者ということになる。（以上は企業内留保の利潤を計算に入れてない。これを算入した労働対資本の配分比率は1981年我が国では69.5対30.5になっている。）

(注2) 年金基金が資本を所有するようになることを、資本の社会的所有だと考えたドラッカーの説に対しても、その意味する所については、二様の解釈がなされる。昭和58年8月第57回日本経営学会の席上、三戸公教授（立教大学）は「年金基金という機関が資本を所有すること」（即ち機関所有）が社会的所有の意味だと説いていられた。これに対し、私は資本の究極的所有者が労働大衆であるという所に意味を見るべきであると思う。資本の所有者が機関であっても究極所有者が大資本家であるなら、社会的所有とは言えない。一般大衆に所有が分散しているか否かが重要であり、これを社会的所有と呼ぶか否かは別としても、それこそが産業所有の民主化だと言えらるると思うのである。

(注3) 都留重人教授（一橋大学）は、「社会の『体制』を区別するメルクマールは剰余生産物の形態である」との説を建てていられる⁹⁾。奴隷経済では剰余生産（奴隷が自分の生活に必要な物以上を生産しうる余力）は、ピラミッドの建設、戦争、奴隷所有者の奢侈的消費、場合によっては建設的な投資に使われる。封建社会にあっては、農民のつくる剰余生産物は地代、年貢という形で地主、領主の所有に帰する。資本主義体制のもとでは、この剰余生産物は利潤という形で資本家の所有に属する。このような都留重人氏の表現形態を借りれば、産業所有の民主化した社会とは、剰余生産物が労働者に還元される社会体制ということになる。

3) 所有と支配

P. F. ドラッカーの「アメリカこそが社会主義国家である」との説に対しての一つの反論は、「労働者が年金基金を通じて資本を所有していても、何等の発言権、支配権を持たないではないか」というものである。

三戸公教授もその著「財産の終焉」において次のようにのべていられる。

「ドラッカーの年金基金社会主義は、それなりに一つの見方である。だが無条件に同意できないものがある。それは年金基金が所有の圧倒的部分を占めるようになり、年金基金は被用者の拠出したものであるとしても、拠出金は基金として一本に集められ、それを管理する主体があるはずである。年金基金の管

理運用の主体が実質的な所有主体として支配力を振うのではあるまいか。」¹⁰⁾

組織学会の前記研究発表大会に於ても、コメンテーターの二神恭一氏は、やはりこの大衆の無力化を指摘し、「日本企業に於ける持株制度にしても、持株会といった機関を設け、機関所有の形をとることにより、個人の発言権は抑圧されてしまっている例が多い。この点どのように考えるべきか」という質問をされた。

これに対し私は、「松下電器産業(株)の大株主松下幸之助一族が所有する株式でさえ、全体の5%に充たない。現代の膨大な大企業組織にあって、個人株主が僅少の株式を持ったからと言って、それに基づいて発言権影響力を得るということは基本的に無理なのではないか。産業運営の民主化は、産業所有の民主化とは別に考えるべき問題であると思う。産業所有の民主化は、労働者が資本を直接又は間接的に所有することにより、勤労所得の他に資本所得を得るという面だけで充分ではないかと思う。小額資本の所有者にも企業経営に対する発言権を与えるべきであるとの発想をとれば却て大きな歪みを生むのではないか。例えば改正された商法では株主総会に於ける株主の質疑権を認め取締役の説明義務を明文化したが、結局株主総会が6時間以上に及ぶといった結果を生むだけで、実質的民主化にはならないのではないかと答えた。

(注) 所有と支配については、西山忠範教授(武蔵大学)の特異な考え方があり。西山教授は所有の実質的内容は支配であるという考え方で、これはその著書「現代企業の支配構造」¹¹⁾にも展開されており、昭和58年8月関西学院大学に於て開催された日本経営学会第57回研究発表大会の討論に於ても、この主張を活発に展開されていた。これに対し私は「支配と所有を不可分と考えることは誤りであるように思う。例えば、財産を信託し『この財産を三年間自由に運用して出来るだけの収益を生んでください。その収益の一定率を報酬にさしあげます』という契約を結んだ時、信託者は三年間完全に支配権を失うことになるが所有権を失うことにはならないではないか」と質問の形で批判した。氏は、「法律の意味ではそうかも知れない。しかし経済的意味では支配権が所有権だと考えてよいのではないかと反論された。これに対し「経済的意味の所有権などという概念をつくれれば、その概念をどう規定するかによって、どんな論にもなりうるから議論が出来なくなるのではないかと答えたが時間ぎれで討論は打ち切られた。

西山氏の説では、独立の地位を有する経営者は企業の完全な支配権をもっているから、企業の所有者であり、経営者こそが資本家だというのであるが、経営者の地位は世襲されることも、売却することもできないわけで、この点オーナー経営者と、サラリーマン経営者は本質的相違がある。支配者イコール所有者と考えることは信託法理を正しく理解しないもので基本的に誤りである。所有と支配は完全に一致するものではなく本論も所有と運営支配を分離して考えている所に特色があり、独得の展開が可能になっているのである。

又、西山忠範教授との討論のうちで気のついたことであるが、労働大衆が資本の究極的所有者だという私の表現、労働者が生産手段を所有しているというP. F. ドラッカーの表現も、所有という言葉の使い方が法律的には正しくはないということである。これ等は法律的には多くは債権の形をとっているわけだからである。故にこれは資本（生産手段）の拠出源が労働者にあるということを経験的に表現したものにすぎず迂回的所有とか間接所有という所有という言葉も同様に理解していただきたい。

それでは、産業運営の民主化は、どのような形で実現されるべきものであろうか、これを次章で考えることにする。

- 注 3) 昭和56年9月、日本経営学会全国大会報告要旨、32-33頁、中央大学長谷川廣「経営民主化の意味と条件」
- 4) 昭51.6.24.ダイヤモンド社刊、P. F. ドラッカー著、佐々木実智男、上田惇生訳「見えざる革命」2～3頁
- 5) 同書、17頁
- 6) 同書、4頁
- 7) 昭58.8.23.日本経済新聞朝刊3面
- 8) 1982.5.25. (株)教育社刊今村金彌著「生命保険業界」14頁
- 9) 1983.4.25. (株)新評論刊、都留重人著「体制変革の政治経済学」18頁～21頁
- 10) 昭57.10.25.文真堂刊、三戸公著「財産の終焉」57頁
- 11) 昭50.4.1.有斐閣刊、西山忠範著「現代企業の支配構造」8～10頁

第2章 人民による産業（産業運営の民主化）

所有に基づく一般大衆の企業運営への参画支配は無理だとのべた。それでは、どのような人々がどのような形で経営への参画者となり得るのであろうか。

私的企業は、法制上のたてまえでは株主のものであるが、株主の多くは単に

投資として株式を所有しているだけで、経営内容に容喙する意志を有していない。企業を「うちの会社」と考え、深い関心と利害関係をもっているのはむしろ従業員である。特に日本の終身雇用体制にあっては、この意識が強い。

故に産業運営の民主化は、この従業員を対象として考えればよいのではなからうか。

1) 資本と経営の分離

私企業は、資本を出した人が支配運営するのが最初の姿であった。しかし企業規模が拡大し、その運営に特別の知識、手腕が必要になるに従って、被用者中の専門経営者に経営が任されるようになる。しかし第一段階では資本家は、経営者の任免権を保持することにより支配権を掌握していた。戦前我が国大企業の多くは、このような、番頭まかせの財閥家族支配の形をとっていた。

しかし第二次大戦後は占領政策により財閥が解体され、株式は多数に分散し殆んどの大企業では、経営者は資本家の支配を受けなくなった。資本と経営の分離の第二段階と呼ばれるものである。

資本家でないサラリーマン、被用者あがりの経営者が、全く独立の事業支配の地位を獲得したということは産業運営民主化の一つの姿と言える。経営者と従業員が同質社会階層の出身であるということには大きな意味がある。しかし、大衆の一部少数に、支配階級に出世する道が開かれたからといって、それが全般的民主化と言えないことも事実である。むしろこれは、新たなる特権階級の発生と見た方がよい面が多い。只その特権的地位が世襲されない所が、前時代とも異り、社会主義国家の指導者達とも異なる所と言えよう（進んでいるはずの社会主義国家に於て、特権的地位が世襲されている現状は皮肉である）。

2) 労使経営協議会

企業運営民主化の方法として労使経営協議会も注目される所である。経営上の重要問題を労働組合代表と経営者が協議決定するというのは、まさに民主的運営の如く見える。しかし、実際にこれを設けている企業の多くでは、これが有名無実化している。というのは労働組合を代表する者は、ブルーカラーか、管理職（課長）に就く前のホワイトカラーの人達である。これ等労働組合代表

が、経営者と同じ机を囲んで討議しても、経営の重要問題について互角に渡り合えるわけがない。結局労働条件とか、人事移動とか、団体交渉で討議しうる程度の問題で発言できるだけで、重要な経営問題については一方的に「御話し拝聴」するだけに終わってしまう。一般労働組合員に対する経営方針の伝達機関的役割以上は果せない場合が多い。

3) 労働者代表の役員への参加

西独の従業員 2,000 名以上の企業では、その最高意志決定機関たる監査役会の半数を労働者代表より任用すべきことが法制化されている。

このような形で企業運営民主化をはかることは我が国でも考える。たとえば取締役の 1/2 を労組代表とすることを法制で定める等である。

しかし、このようなあり方は、労使経営協議会が形骸化したのと同じ理由で、無力化するのではないだろうか。又労働者の一部に重役になれる道が開かれても、一般労働大衆は置きざりにされはしないか。又このようにして選ばれた人が、その地位に見合う能力を有しないことは企業活動を衰退させることにもなりかねない。

(注) 西独では、労働者階層と経営者階層は社会階層を異にするから、労働者階層に監査役に就任する道を開いたことは大きな意味があるが、日本では本質的にはこうした階層差別がないから、西独のような経営参加のあり方が特に必要とされないのではないかと思われる。

4) 全従業員の経営参画

全従業員を経営に参画させるという考え方は、QC運動、小グループ活動を通じて展開されてきた。旧来の経営管理の思想は、テーラーの科学的管理に典型的に見られるように、標準作業量を、標準作業方法で、標準作業時間内に実行するように労働者を管理するというものであった。労働者は定められた事を機械の如く実行すればよいというのが基本の考え方である。これは、メーヤーの人間関係論等で批判されてきたが、メーヤーの亜流の管理は人情論に流されて実効があがらぬ例が多い等の問題があった。これに対し、小グループ活動を活用した自主管理方式は、生産性の向上、品質の向上に於て著効を収め、注目

を集めてきた。これは6～8人の小集団に、計画を樹てさせ、その実行進捗を自律的に行わせ、更にその改善工夫を自発的に発案させるというものである。このような小集団活動は、生産部門の品質管理活動（Q. C. 運動）に端を発するが、T. Q. C. 運動というような名で全社的にあらゆる部門に応用されるようになった。全従業員が、経営の一端を担う企業の構成員として認識され、そのように活動することが求められるのである。故にこれは全従業員の経営参画とも言える。

しかし、これを経営の民主化と言えるかどうかについては冒頭にのべた如く議論がある。

先ず、この運動は上から押しつけられたものであるから正しい意味の民主化とは言えないという主張がある。日本経営学会第55回全国大会報告要旨に長谷川廣氏（中央大学）は次のようにのべていられる。「経営の民主化には二つの違った意味内容をもつものが含まれていると解される。一つは、いわば『上からの経営の民主化』であり、それは『資本の論理』に導かれているものである。もう一つは、いわば『下からの経営民主化』であって『労働の論理』によって導かれているものにほかならない」として小グループ活動等に見られるものは「逆に労働者の民主的権利を縮小ないしは制限するものとさえなっている。したがってわれわれは、かかる経営参加を経営民主化とみることはできない」¹²⁾と。

しかし職制の側から創設された制度であるから民主化とは言えないという論理は、妥当ではない。戦後、日本政治の民主化は占領軍によって与えられたものであるか、それによって民主化の実があがっているなら、これを民主化と呼ぶのに何の不都合もないわけである。

又T. Q. C. 運動をすべて、「上からの押しつけ」と考えることも事実に合わない。職制による官僚的支配体制では生産性あがらず企業の自滅になるとの危機意識から、労働組合が、「企業基盤強化のため」T. Q. C. 運動を推進している事例もある。

長谷川廣氏の今一つの論点は、これ等の運動が「資本の論理」によって導か

れ「労働の論理」によって導かれているものでないということである。龍谷大学の井上宏氏も、前掲報告要旨に次のようにのべていられる。「日本独占資本は一方では減量経営、他方ではなお一層の労使協調＝形式的民主主義の採用によって危機を切り抜ける政策にでた。今日一般に提唱されている日本の経営参加は、こうした独占資本の危機対策に呼応するものである」¹³⁾と。又、同志社大学の島弘教授も「現代の労務管理はもちろん労働者の搾取強化を中心のねらいとしながらも、それを支えている土台を強化するために多面的に展開されているものといってよいであろう……中略……このような役割を現代労務管理が果たすものとすれば、小集団管理の参加の側面のもつ役割は何ら経営の民主化の方向に進むものであり得ないことは明らかである」¹⁴⁾とのべていられる。

これ等の論は要するに「小集団活動は経営者が利潤をあげるために利用しているだけで、労働者の為にはならない」、というのである。

経営者としては、経営の効率化、利潤の拡大を目的とすることは当然であるから、問題は、これが労働者を益することになるのかどうかである。マルクス経済学の教条主義を以て、「搾取だ」「労働強化だ」と断定することは机上論であり、実態に則して考えるべきものと思う。

人間は同じ労働をしても強制された場合と自発的である場合では雲泥の差が生ずる。勿論自由経済社会にあっては強制労働は特殊な例外的場合に限られるが、生活の為に、賃金を得るために仕方なしに働くとか、単なる惰性で働いているのと積極的自主的に働くのと、どちらが労働者本人にとって幸福であろうか。

我々の先輩のコンサルタント江木実夫先生が、ステレオのピックアップを製造している日本圧電気という会社を建て直されたことがあり、その事績があまりに目ざましいというので、この会社の見学会を催したことがある。

この会社の昭和43年の9月決算の月平均売上は9千万円、半期経常利益は60万円程度で、不良品の発生が多く、月によっては40%に及んでいた。所が江木先生の指導の下、現場各班の職場会議（毎日短時間行う）を土台に、全員参画の体制を創造していった所、活発な提案も行われ、1年半の後には生産が2倍半

に伸び、不良率が1/3以下に減少し、半期決算で1億2千万円の経常利益をあげるにいたった。これは奇蹟の会社として週刊現代¹⁵⁾にもとりあげられ、東京商工会議所の小野功氏によって「近代中小企業」¹⁶⁾という雑誌にも紹介され、私も著書「新日本的人事管理」¹⁷⁾に引例している。この会社は今では立派なコンクリート建ての工場になっているが、我々コンサルタント仲間が研究見学会を開いた時は、木造の粗末な工場で賃金水準もあまり高くはなかった。しかるに求人充足率は極めて高く、或時、労働基準署から、「闇給与を支給しているのではないか」の疑いで急襲調査を受けたという。「あの程度の賃金水準で、この求人難の時にあれ程求人充足率が高いのは考えられないことだ」というのである。勿論、闇給与など一文も出していないので、調査官は「おかしい、おかしい」と言って帰っていったという。

楽しそうな、生き活きとした従業員の雰囲気は、求人難の時代にあっても、人を惹きつける力をもっていたのである。この会社ではタイムレコーダーを一切廃止し、出勤は従業員の自主管理にまかせている。又旧来のベルトコンベヤー製の組立作業を廃止し、ラウンドテーブルにターンテーブルをとりつけ、6人～8人の女工さんがこのテーブルを囲んで部品完成までを一貫的にやるといった新しい試みも行っている（これ等詳細は前記著書を参照いただきたい）。

やり甲斐のある体制をつくれれば、生産性向上になるのみならず、やっている本人達も幸せになるという点を見おとしてはならない。又、本人達が満足を感じずようなあり方でなければ生産性もあがらぬのである。

そうして仕事にやり甲斐があるかどうかは、仕事そのものの性質にも左右されるが、それ以上に仕事に対する意味づけ、仕事に対する取りくみ方によるものなのである。前記、日本圧電気の女工さんのやっている組立作業そのものは、不良品多発低生産性の時代も、高生産性に変った後も、基本的には変わっていないわけである。

夏、甲子園では、高校生達が、汗と泥にまみれて、野球の勝負に青春の情熱をかたむけている。これを種に利益をあげている人は必ずあるわけで、もし高校野球選手達が、搾取のために利用されているだけだと感じたら、情熱は一度

に消失するであろう。

本質的に考えてみるなら、人間のやっていることは、すべてつまらぬといえ
ばつまらないものでもある。ボールを、すりこぎみみたいなもので打ってボール
がとんだからといってそれが何だということになるし、蹴球のようにボールを
ゲートに蹴りこんでみても、そのこと自身では、どうということはない。100
mを10秒で走っても馬よりはおそい。何百kgの重量を持ちあげても、リフトを
使えばそんなことは、たやすく出来る。そんな、はかないことにも、オリンピ
ック優勝という意味づけが行われると俄かに、生命と青春をかける対象とな
る。

古来、英雄と呼ばれる人達は、この意味づけを巧みに行った。兵士の一人一
人を英雄にすることにより英雄は自ら英雄たり得た。

松下幸之助も、会社の事業に利潤追及という意味以上のものを与え、松下教
を社員に普及することにより、職場士気の向上に成功している。

アメリカの優良会社42社について、これ等優良企業経営に共通なもの——優
良企業を優良企業たらしめているもの——を探究調査してまとめた「エクセ
レント・カンパニー」¹⁸⁾という書がある。この書では、優良企業の基本的特質と
して八つの項目をあげているが、これを貫いているものを一言に要約すると、
「これ等優良企業では1人1人の個性を尊重し、1人1人が自ら企業者たるの
自覚のもとに、自主的に各職場に於て経営に参画できる体制をつくっている」
ということになるように思われる。

このような民主的経営（それは単に労働大衆に迎合するといった形のものではな
く、基本目標に向って全員が自主的に活動するものである）が、従業員の福祉になる
だけでなく、事業成績を優良ならしむる基礎となっていることは興味ある事実
である。

しかし、小グループ活動や、T. Q. C. 運動をとり入れた企業が全部成功し
ているわけではない。「そんなことで儲るのなら」といった巧利主義で形骸だ
け真似したのでは失敗に終るのは当然と言えよう。「搾取の為」に利用しよう
としても、現代産業の労働者は、一方的に利用される程馬鹿ではないというこ

とである。

昭和58年8月関西学院大学において行われた日本経営学会第57回研究発表大会においても阪南大学の安井恒則氏が鉄鋼業界の自主管理活動を取りあげておられた。氏は、この運動が生産性を向上させた面、労働者の自主性を尊重している面を評価しながらも、これが維持されるためには、強制が必要であるとの主張をしていた。即ち「自主管理活動は管理の対象として強制され」「労働者自身の負担と犠牲で造り出すことを前提ともまた内容ともしている」¹⁹⁾と報告要旨にのべていられる。

私は、質問の形でこれを批判して次のようにのべておいた。「自主という観念と、強制や犠牲という観念は本来両立しないものではないのか。自主性を尊重するから生産性があがるので、犠牲を強制したら、自主性は失われ、自主性が失われたら成果もあがらぬというのが、この運動の本質ではないか。成果を求めて自主的管理の形骸だけを導入して犠牲や強制が伴うとか、自主管理が何時か上からの強制に陥すといった例がありうるが、そのようなものは必ず生産性もあがらぬことになっているのではないか」と。そして「この制度を永続維持するものは、『努力が報いられた』と一般労働者が感じるような、成果配分が何らかの形で行われることではないか」と。経営者のとる施策は、必ず労働大衆にとって不利なことなのだというように結論づけねば、マルクスに対して申し訳ないと思っている学者集団が日本に存在することは、まことに奇異なことである。事実を事実として認識する学風が望まれる次第である。

何れにせよ、全従業員の自主的経営参画体制をつくる企業が繁栄し、従業員の福祉にもなり、その報酬面でも恵まれるということであれば、このような形での経営民主化の将来は極めて明るいものというべきであろう。

5) 社長への権力集中

それでは、全員の職場を通じての経営参画体制をつくれば産業運営の民主化はそれで充分であると言えるであろうか。職場に於て取りあげうる問題には自ら限度がある。企業運営の根本問題、最高意志決定に全員が、どのようなかわりあいをもつかという問題が残る。

これは、民主政治の原理を応用して、多数決にすれば良いとか、公選された代議員によって決めれば良いとか、取締役（全員）を公選制にすればよいというように簡単に考えるべき問題ではない（序言でも一寸ふれた如く）。

企業運営の現状、日本国民の民度に応じて現実的な民主化を考えねばならない。

我が国では、大企業経営者が、資本家の制肘を受けなくなっている場合が多いことは既述の通りであるが、これが反面に弊害をも生んでいるように思われる。

アメリカでは、無配が三期つづけば、社長の首がとぶという。所が我が国では無配が6期続こうが7期続こうが社長は根をはやして居すわっている。「日本は経営者天国だ」などとも久しく言われてきた。更に資本家の支配を受けない経営者間にあっては社長の立場が特に強くなる。「日本企業の副社長は社長秘書ではないか。社長の鞆をもってうろろうろしている」といった批判が外人からも出ているということであるが社長は人事権を握り、意にそわない者は、副社長でも、子会社その他に抛り出す権力を握っているから、このような形になるのである。

(注1) 大企業経営者の多くが資本家の制肘を受けなくなったのは、戦後財閥解体により、個人大株主が消滅し株式が分散したことにもよるが、意図的に企業間で株の持ち合いを行う等により、機関所有株式をふやし（これが安定株主工作と呼ばれるものである）個人株主の発言権容喙権を排除し、乗っ取り活動から経営者の地位を防衛したことにもよっている。個人株主の所有割合は30%弱で株式の機関所有が70%をこえるという形は、自然発生的にそうなったものではなく、経営者群の自己防衛の為に意図的につくられた面が強いのである。特に株式の会社相互の持合の如きは、実体のない架空の資本勘定であり（一文の金を使わず帳簿の上でつくることができる）、これが持つ意味は、一般株主の支配力の排除にある。

(注2) 株式持合いの意味についてはこれとは異なる見解がある。例えば第57回日本経営学会全国大会報告要旨に於て埼玉大学小松章氏は「株式持合いは基本的に個人大株主の支配の交錯以外の何ものでもない」とし「絶対的個人大株主による支配から、相対的個人大株主による構造的支配への転換これが今日の大株主の機関化現状の本質である」²⁰⁾とのべていられる。しかしこれに対しては会場に於て次の如く批判質問をした。「機関による株式の相交持合いは一般株主の支配権を抑え専

門経営者の地位を安定させるために利用されているのではないか。例えば100億円の資本金のA B二社があり、相互に55億円ずつ株式を所有し、二社の経営者が連携すれば、45億円ずつを所有している一般株主は全く支配権影響力を失う」これに対し氏は、「株式の過半数を相互持ち合いするというようなことは考えられぬ」と反論され、これに対し更に「零細無発言の株主がその他に多数存在すると考えれば基本構造としては同じではないか」と再反論した。小松氏の相対的個人大株主の影響力という点に関しては会場から他にも懐疑的批判質問があった。

(注3) 現代我が国大企業が専門経営者の支配下にあるという通説に対し、否定的な意見報告が、同会場で、一橋大学の平田光弘教授よりなされた。平田教授の調査によれば、大株主会とか、個別的大株主との接触により、株主総会に先だて大株主に対し事前根まわし工作が行われている場合はかなり多く、我が国大企業は、大株主と経営者の共同支配下にあると考えるのが妥当ではないかというのである²¹⁾。これに対し私は「大株主たる会社が潜在的支配権を持っているということは先生の御指摘の通りであると思う。しかし大株主たる会社の経営者も多くの場合、資本家ではなく、サラリーマン経営者である。故にこれは『株式所有という形に於て支配従属関係又は、相互依存関係が会社相互間にあり、これを反映して経営者相互間に支配従属又は相互依存関係が存在する』ことを意味するだけで専門経営者集団が支配体制を確立し、三戸公先生が言われる『社会がインスティテューション化している』ことを否定することにはならないのではないかと質問した。平田教授よりは「更にその実態を調査しないと結論は出せない」との答弁があった。しかし西山忠範氏の実証的研究「現代企業の支配構造」(前掲)等から見ても我が国大企業で、個人株主が支配権をもっている例は極めて少い。

(注4) 経営者が資本家の制肘を受けないということには経営上の長所もある。「アメリカで重役や中堅幹部が株主の意を迎えるため、目先の利益をあげることに努力を集中するため、短期的視野しかもたなくなり経営の長期的展望が失われる欠点がある」²²⁾ということをレスターG・サローは指摘している。この点、我が国の経営者は安定した基盤に立っているので長期的展望のもとに研究開発投資や設備投資が行えるという利点がある。

社長に権力が集中しているということは、役員報酬の分配率にもそのまま反映している。日経ビジネス誌が我が国の代表的上場会社78社の役員1,800人を対象に昭和54年の1年間の年収を調べた結果は次の通りである²³⁾。

会長平均 6,908万円 社長平均 6,122万円

副社長平均 3,261万円 専務取締役平均 2,438万円

常務取締役平均 1,832万円 平取締役平均 1,493万円

P. F. ドラッカーは会社経営のトップの人が2位3位4位の人の数倍の年収を得ているなら、これは極めて不健全であり、これらの人が75%~90%位を得るのが健全な姿であるとのべている²⁴⁾。この規準から見れば、日本大企業役員報酬の配分は異常なまでに上に厚く、専務、常務、平取締役の年収は、社長、会長の報酬を押し上げるための飛び石になっている感がある。

(注) 経済事象を真に理解するためには「勢力関係の社会が基盤にあり、その上に勢力が作用する分野と、市場原理が作用する分野があり、これが又相関連し影響しあい合成されて現実経済ができあがってゆく」²⁵⁾ ことを直視する必要があることをテーマとして、私は「賃金決定理論についての考察と新勢力説の提唱」という一論²⁶⁾をまとめている。その中で勢力関係が報酬額を決定する例として、この役員報酬のあり方を取りあげている²⁷⁾。ここでは詳論する紙数がないので参照していただければ幸いである。

このような偏った年収配分に対しては、労働組合などから批判がでてきそうなのだが、我が国では、これが全然問題にされていない。労使協調体制の結果なのか、組合幹部と経営者の癒着によるのか。はた又教条的マルクス主義では現実の問題点が目に入らないのか。

(注) フランスでは百万の労働組合員を擁する民主労働総連合(CFTD)が企業最低者年収と最高年収との差を6:1に抑えよとの要求を出しているという²⁸⁾。現状ではフランス大企業では20:1にも及んでいるということだが、国有化した大企業では、社長年収を1/2以下に減額し(年俸40万フラン)最低給料者の5万フランとの比率が8:1程度になったという²⁹⁾。フランスは西独等に比しこの較差が大きいということであるが、日本はそれよりも更に大きい。

社長への権力集中は、年収バランスの不均衡を生むのみならず、経営運営上の歪みをうみやすい。我が国では、総会屋なるものが異常に発展したが、多くの企業で、機密費として捻出されたものが、重役の遊興費に使われる等のごとが一般的で、こうした裏をつつかれることの防衛措置として総会屋が育成された面があるように思われる。こうしたことが或る限度内で行われている限り、我が国では経営者集団の中にあっては、半ば公然のこととして容認される。

しかし、これがエスカレートすると、岡田三越社長の事例の如き形に発展す

る。愛人にトンネル会社をつくらせて、そこでピンハネして何億円というものが私せられ、これに逆らうものは副社長と雖も次ぎ次ぎに社外に追放されたわけだ。岡田社長の場合は、あまりに極端であったから、遂に三井グループ企業からの派遣重役が中心になって肅正が行われたが、これに類したことは、程度の差はあれ、かなり広範に行われ、又行われる可能性を含んでいるわけである。

こうした弊害を是正するためには株主の監督権限を強化するということが常識的には考えられる。

最近の商法改正も幾つかの改制を行った。総会屋の締めだし、株主の提案権、取締役の説明義務、監査役の権限強化、株主の会計監査人選任等。しかし、これ等はそれぞれ意味のあることだが、社長への過度権力の集中を防止するという点では殆んど無力であると思う。

6) 企業運営民主化のための一試案

社長への過度権力集中を抑制する一案として私は「役員¹/₃~¹/₂を全従業員の公選とすること」³⁰⁾を提言している。

日本の終身雇用体制下にあっては、従業員の会社盛衰に対する関心は極めて強い。部長クラスの人達の中で誰が会社の成長に資する人かの判断は、全従業員にかなり適確にできるのではないかと思われる。従業員により選出された取締役が¹/₃~¹/₂存在すれば、社長の恣意的独断は抑制され、岡田三越社長のよるあり方は出来なくなるであろう。

(注) 筑波大学に於ける組織学会の研究発表大会においてはこの提言に対し、二つの質問があった。

一つは、(この質問者の所属、氏名を記録しなかった)「労使協議会や、労組代表を役員に登用することでは駄目だと言われたが、そうした制度が駄目で、重役の公選制が有効だというのは、どういう意味か」というものであった。これに対し私は、「労働組合代表は現場作業員、班長、職長クラスの人か、管理職につく前の係長クラスの職員、技術者の人達である。このクラスの人達では、専門の経営者と、団交の討議事項以上の経営問題を対等に討議する力をもたない場合が多い。これに対し、役員¹/₃の一定割合を公選にする時は被選挙権者を、古参部長等にすることができから、有力な役員が選出できる。勿論労組委員長等で有能な人があれば選出さ

れる場合もあろうが、ともかくも被選挙権者の範囲を労働組合員に限定せず、拡大しうるといふ利点がある」と答えた。

又、今一つの質問は、三戸公教授（立教大学）よりのもので、「役員公選制はすでに早く東京大学の岡本清一教授が主唱されたが、その時には反対論が極めて強かった。結局岡本清一教授が唱導された時は未だ客観情勢が熟していなかったわけだが、今では、実施可能な条件が熟成されてきたように思うが如何か？」というものであった。私は「その通りだと思う。結局こうした事を実施に移しうるか否かは、与論が熟成されるか否かによるのだから、三戸先生をはじめ、ここに御出席の先生方が、与論をその方向に誘導していただければ幸いだ」を答えた。コメンテーター二神恭一氏より、「組織学会が機縁となって、商法改正まで行われるようになれば学会の存在意義も高まるであろう」との発言があった。

この席上では、岡本清一教授の公選制については、その内容の詳細を知らなかったもので、言及することを避けたが、ここに一言つけ加えておきたい。

同じ役員公選制といっても、それを主張する根拠と、公選制の範囲如何によっては、全く意味が異なると思う。

民主政治が公選制を基礎にするから、経営の民主化も公選制をとるべきだという発想であるなら、これは適切ではないと思う。このような発想なら役員全員を公選制にすべきだということになる。しかし、我が国企業で役員全員の公選制をとるなら、会社業務には不熱心でありながら政治的な画策にのみ狂奔するような社員集団が支配権を握り、企業を荒廃させる可能性がきわめて強い。

私が1/2及至1/3程度の役員のみを公選制にせよというのは、この弊を避けるためである。それにしても尚かつ、そうした弊害がでてくる可能性はあるから、被選挙権者を、一定役職経験者に限定し、選挙権者も5年以上勤続者に限定する等の措置が必要である場合も多いであろう。

注 12) 昭和56年9月、日本経営学会第65回全国大会報告要旨、32頁—33頁、中央大学長谷川廣「経営民主化の意味と条件」

13) 同報告要旨、111頁—112頁、龍谷大学井上宏「労働者の経営参加と産業民主主義の課題」

14) 同報告要旨、22頁、同志社大学、島弘「現代労務管理における集団化と自主化」

15) 昭44.5.22.週間現代、120頁「生きがい創造で売り上げ倍増の会社（企業最大関心テーマに答えた円形組織の日本圧電気）」

16) 1969年12月号、近代中小企業30頁—39頁小野功「日本圧電気における奇跡の人間回復」

17) 昭54.1.28.武田実著「新日本の人事管理」63頁—67頁

18) 1983.7.18.（株）講談社、T. J. ピーターズ& R. H. ウォータマン著、大前研一訳「エクセレント・カンパニー」

- 19) 昭和58年8月, 日本経営学会第57回全国大会報告要旨, 89頁, 阪南大学, 安井恒則「管理の発展・強化と自主管理活動」
- 20) 同報告要旨, 18頁, 埼玉大学, 小松章「専門経営者支配の所有的側面」
- 21) 同報告要旨, 7—12頁, 一橋大学, 平田光弘「わが国企業の株主総会と支配」
- 22) 1982. 7. 15. テイビー・エス・ブリタニカ刊, レスタG・サロー著, 佐藤隆三訳「ゼロサム経済」53—54頁
- 23) 昭55. 6. 28. 日本経済新聞
- 24) 1961. Madern Asia Edition P. F. Drucker. The Practice of Management p. 174—175.
- 25) 1981年6月 城西大学経済経営紀要第4巻1号67頁
- 26) 同紀要, 41—71頁, 武田実「賃金決定理論についての考察と新勢力説の提唱」
- 27) 同紀要, 63頁—65頁
- 28) 昭52. 9. 13. 毎日新聞
- 29) 昭57. 3. 20日本経済新聞論説ノート「社長の給料」
- 30) 前掲「日本的経営と社会」193頁

第3章 人民のための産業（産業目的の民主的設定）

1) 何が人民の為になるかを決定する者

専制国家君主や、独裁者も「人民の為」に独裁権を握っていると称するのが通例である。社会主義国家の一党独裁も「人民の為」と称していることは周知の通りである。アフガニスタンへの侵攻も、原爆の生産も、韓国民間航空機の撃墜も、すべてソビエット人民の為に行われたことになる。かくて支配者の考える国家利益が人民の為という言葉で置きかえられる。

そこで「産業がどのような形になることが、人民の為にもっともよいのか」の問題はそれを決定するものは誰か、又どのような方法で決定するのかを究明することを必要とする。

自由経済社会は、有効需要が産業を支配する構造をもっている。「金を何に使うか」各主体の金の使い方によって、産業構造が出来あがってゆく。売れない物をつくる企業は消滅し、売れる物をつくる企業が成長する。各人各人の購入のあり方の総和が産業の支配者である。その意味では最も民主的な構造だと言える。

総有効需要を構成するものとしては、自然人のみならず、公共団体、私法人等があるが、企業の生産財に対する需要は、究極的には個人の消費需要に支配され、公共団体もその金の使い方は、公選された議員の設定する予算に拘束されるから、総有効需要は究極的には民意によって決定されるということになる（但し、公共団体の支出が、とかく政治家、役人、財界人の癒着構造により、「人民のため」のものでなくなる傾向があり、これを人民が抑制しうるか否かは、その国の民度の水準によるといった問題が残るが）。

2) 自由経済社会の問題点

「自由経済こそ最大多数の最大幸福を実現する」というのは経済学の始祖アダム・スミスの思想であり、これは形を変え姿を変えて、くり返し、人類に登場してくる。最近では、フリードマンの「選択の自由」³¹⁾が我が国でも大きな反響を呼んだ。

しかし、自由経済社会は多くの利点をもつと共に根本に大きな難問を含んでいる。

「自由経済機構が達成するのは、最大多数の最大幸福ではなく、総有効需要の最大満足にすぎない」という点である。

この点を、きわめて鮮明に指摘したのは河上肇博士の名著「貧乏物語」である。富者の恣意的慾望は——客観的に見れば本人にとって有害だと思われる慾望さえ——最大限に満足されるが、貧者の切実な慾望は——生存のためのぎりぎりの要求さえ——無視されるのが自由経済社会というものであり、貧富の差が大きい時には、自由経済は国民大多数の幸福を実現するものとはならない。

これに対する解決策として河上博士は次の三つをあげている。(1)自由経済をやめるか、(2)貧富の差をなくすか、(3)富者が恣意的な慾望に金を使うことを慎しみ、貧者の乏しき有効需要を相対的により大きく満足されるようにするか³²⁾。そして、第一貧乏物語では(1)(2)は社会的抵抗大きくして実現不能と考えた故か(3)を提唱している。富者が無自覚に金を浪費することは、生産財がそれに使用され貧者の生活必需物資が生産されることを阻げるから、結局貧者に犠牲を強いることになる。故に富者は浪費を節制せよという道德論になっているわけ

だ。これは第一次大戦の戦勝と好況に酔い、成金風を吹かせていた人々に対する鋭い批判として、世に警鐘をならしたものであった。当時のベストセラーとなり江湖の紙価を高からしめたものであったが、経済施策としては結局無力であった。河上肇博士自身もこれに気づき、第二貧乏物語では、(1)の解決策、マルクスの革命論を支持する立場に変わっている。

故にこの書の提案した解決策は失敗であったことになるが、自由経済社会の構造的欠陥を明確に指摘し、その解決策として三つの方法があることを指摘したことは現在の価値をもつ。只皮肉なことに、先進国の貧乏を解決したものは第一貧乏物語の提言した(3)の方法でもなければ、第二貧乏物語が説いた(1)の方法でもなく、博士が無視した(2)の方法貧富の差をなくするという方向であった。勿論貧富の差を完全になくすことはできないが、この差を少なくすることによって、資本主義社会は貧乏の問題を克服してきた。生活を維持するだけの有効需要を持たない貧者に有効需要を持たせることを考えてきたのである。働ける者には職を与えて、賃金を得させること、働けない者には年金等の生活保護を与えることを考えると共に、経済成長により貧者の所得を増加させることを実現してきた。

我が国では、第二次大戦後の占領政策により、財閥解体、農地解放が行われ、大財閥、大地主は一掃され、終戦処理のための財産税により、旧来の貧富較差は大きく崩壊した。勿論戦後の闇成金の発生等がなかったわけではないが、戦前的富の所有構造は、その様相を一変した。国民皆貧に近い姿と言ってもよかったかも知れない。しかし、ここから出発したことが我が国経済の繁栄をもたらした。すべての人が必死に働らき、働らいただけ自分達の生活を良くすることができるという実感をもち得た。そして国民の90%が中流生活を営んでいると感ずる社界を現出することを得たのである。

自由経済社会は、貧富の大きな較差のない所ではまさに最大多数の最大幸福を実現しうる体制であることを実証したわけである。

しかし、現在は再び貧富の差が拡大しつつある。これが固定化すると、再び自由経済が国民の幸福を縛る桎梏ともなりかねない。

ここに自由経済社会というものの矛盾がある。人々は「金持になろう」として努力競争する。故に自由経済には活力がある。所が金持が出来てしまうと、自由経済は無為の金持の恣意的欲望に奉仕するものとなり、国民全体の福祉に奉仕するものでなくなり、国民は意欲を失う。自由経済が活性をもつためには、金持の発生を認めねばならないが、金持が発生固定化すると、自由経済は活性を失う。

フランスのように少数財閥家族が支配する社会では労働生産性は高くなり、産業の国有化、社会主義化を国民大多数が要望するようになる。

この矛盾的命題を含有する自由経済社会に活性を与えつづける施策——これが今後の大きな課題で、これに対する解決策は、相続税と、累進所得課税の運用により、富と、所得の適正な分布構造をつくってゆくことにあると思われる。

富の分布構造は具体的にどのような形になるのが望ましいのか、所得の分配構造はどのようなあり方になるのが望ましいのか、これを達成する税制はどのようなものであるべきか、これが今後意図的に研究されねばならぬ重要な課題である。しかるに従来は、この問題が明確に意識されず、為に正鵠を逸した論議が莫然とまかり通っていたように思うので、気のついた点を次節以下に少しくのべてみたい。

3) 我が国の富と所得の分布

国民の90%が中流階級意識をもっているということは、我が国の富、所得の分配が極めて適正になっていることの反映だと考えられがちだ。しかし、この意識を少し打ちって考察すると、必ずしも安閑としてられない面があるように思う。

戦時中衣食にこと欠く生活を体験した世代は、現在の生活を豊かなものと感じ、満足感をもつことができる。しかし不自由を知らない世代が育ってくると絶対的貧乏（生存に事欠く貧乏）は問題でなくなり、相対的貧乏（他の人と比較することにより自分の生活は貧しいと感ずるもの）が強く意識されるようになる。現在中流階級と感じている国民の90%が、自らを恵まれない階級と感ずるよう

なるのは時間の問題である。ここに社会不安の発生してくる可能性があり、最近の中学生の非行暴力等は、そのはしりの現象ではないかと考えられる。

一体経済的に見て上流，中流，下流の区分は具体的年収ではどの位の所になるのだろうか。これは一つの推測に過ぎないが，年収360万円～450万円位が中の下，700万円～1,000万円が中の上という位になるのが一般国民の感じではなかろうか。年収1千万円以上の方は税務署で長者番付として発表している所からも，上流と考えてよいのではないかと解される。

しかし，前掲の如く昭和54年の上場会社の会長，社長の平均年収は，それぞれ6,908万円及び6,122万円だということであるから，このトップの年収を内々に6千万円として三等分して，上，中，下階級を区分してみよう。年収2千万円以下は下層，2千万円以上4千万円は中層，4千万円以上が上層ということになる。年収の額を等分して階層を分けた時と，社会的実感で区分した時には，これだけ大きな開きが出るというのは何を意味するのであるだろうか。

所属する人員から見れば，一家族の家計収入が360万円～1,000万円という所に90%近くの世帯が入っているのではないかと推測される。極小数の高額所得者があり，この高額所得者間に，下層階級と中流階級の間にある差額より遙かに大きい較差があるわけだ。

私は「富の分帯が平たいピラミッド型であれば社会は健全であるが，エッフェル塔型になれば不安定になる」³¹⁾と書いたことがあるが，日本の現状は，エッフェル塔どころではなく避雷針型になっているわけだ。

年収の分布構造がこのようになっていることは，富の分配構造もこのようになっていることを意味するであろう。

そして，このような分布構造の動向を，更に加速化する如き政策がとられているのではないかと懸念されるのである。

4) 我が国施策に対する批判

この分配問題に対する施策についての論議が従来は，真の問題点を明確に意識せず，感情論や観念論でなされてきた面が多いように思う。

(1) 法人税について

例えば、我が国では、共産党はもとより社会党も法人税強化に賛成の態度をとってきた。法人税は資本利潤に課せられるものだから、資本家を締めあげるには法人税の強化をすればよいと莫然と考えてきたようだ。これに対し、P. F. ドラッカーは、「法人所得税は労働者に対する懲罰的な課税と化し、他方では所得の大きな不労所得者に対する補助金となってしまっている」³³⁾と のべている。この根拠は、法人企業の株式の1/3の所有者が年金基金であるからというのであるから、我が国とはやや事情を異にする。しかし企業の資本の大半が一般大衆の間接所有に属するという点では、我が国も同様であり、「法人所得税は彼（一般大衆）の収入源そのものに対する課税を意味する」³⁴⁾という点では軌を一にする。企業利潤は、配当の源泉であるばかりでなく、企業内に留保再投資されて、「勤労所得」の発生源たる企業基盤を強化するものでもある。故に法人税が労働者に対する課税だということは、終身雇用体制の我が国企業では一層あてはまるのではないだろうか。ゼロ・サム経済の著者レスター・C・サローも法人所得税の廃止を主張している。法人税は「貯蓄と投資への課税である」からというのである³⁵⁾。大資本家に対する課税を強化するというのなら、法人税ではなく、高額所得者の個人所得課税を強化すべきではないだろうか。

(ロ) 累進所得課税について

「高額所得者の累進課税は勤労意慾を失わせるから軽減すべきだ」という議論がある。高額所得者をどの位の年収の人と考えるかによって問題は異ってくるが、年収6千万円以上の社長の手取金額を増加することによって、社長の勤労意慾が旺盛になり産業が振興するというものではあるまい。たしかに中堅所得者の課税が重く、中産階級の育成を阻げ、これを下層階級化しているといった所は問題であるが、「最高の所得税率75%を60%に引き下げるべきだ」といった主張が、便乗的になされていることは警戒すべきことである。

所得較差は、ある程度なければ、社会の活性は失われる。しかし、所得較差は大きすぎると、却て社会の活性を失わせる。レスター、C・サローは、これについて次のようにのべている。「人口の上位20%の平均所得を求め、それを

下位20%の平均と比較し、比率をとってみましょう。OECDによると日本の比率は約5対1です。西ドイツでは7対1であり、アメリカでは10対1です。もし所得格差があったほうが人びとが勤勉に働くのであれば、アメリカの経済は最も成功しているはずですが、しかし現実にはむしろその逆なのです。』³⁶⁾と。

(注) 日本の所得分布は、これによると良いということになるが、前に示した如くこの上位20%の中の所得較差が大きく極少数の極端に所得の大きい人々がある所に問題がある。

又、サローは「アメリカの収入の分布が実質的により平等になった時期が一度だけありました。興味深いことに、それは第二次世界大戦中でした。……中略……結束した努力を国民から得たい場合には負担の公正な分配と報酬の公正な分配を実行し、社会が公正なのだと言わしめることが重要となることを示しています」³⁷⁾とのべている。

(イ) 山林・不動産収入の分離課税について

又山林所得にも五分五乗方式という分離課税が行われている。(山林所得を1/5にし、それに対する税率をかけたものを5倍して税金とするもので累進率が低く抑えられる。)山林の育成は40年～50年を要し、これを伐採した時、一時に累進課税を課すのは酷だという理由はもっともである。しかし、それは、たまにしか伐採しないという小山林地主について言えることである。毎年伐採して毎年山林所得のある大山林地主は、非常に安い税率を享受していることになる。連続して山林所得のある人は、二年目以後は前年分に加算して税率を算出するような方式を考えないと公平ではない。不動産所得についても同様のことが言えると思う。これ等は何れも大所得者を著しく優遇していることになる。

(ニ) グリーンカード制と優制度について

グリーンカード制は、優制度の悪用による脱税を防止すると共に、金利、配当の分離課税を廃止し、総合課税に統合する目的を以て企画された。

所得税の最高税率が75%というのに金利配当の分離課税では、地方税なしで25%の源泉所得ですむのであるから、大金融資本家は実に大きな恩恵を受けてきたわけである。これを総合課税に統一することは当然の措置と言える。

しかし、グリーンカード制は、結局延期という形でつぶされてしまった。

これに代って、^㉞制度廃止が議題に登ってきた。一律に利子配当に源泉課税をし、低額所得者には、申告に基づき還付するというものである。これは勤労所得と金利、配当所得を合算しても税がかからぬ程度の下層所得者には損にならないが、^㉞の恩恵を受けてきた中間層にはかなりの負担増になる。^㉞制度を残して総合課税にするより、^㉞制度を廃止して分離課税を残した方が有利になる人は、^㉞限度額（それは4人家族で、財形貯蓄、郵便貯金、特別^㉞を合算すると4,100万円になる）を超過する貯蓄の金利配当に対する累進課税額が4,100万円と超過額合算の分離課税額より多い人だけだから、極めて少数の資産家に限られる。このような少数者の利益のために、多額の国費をかけて準備されたグリーンカード制がつぶされたのである。

こうしたゆき方は国民を二極分化し、非常に不安定な社会をつくることになるのではないかと懸念される。

(ホ) 相続税について

相続税の如きも今の様なあり方では地価の騰貴は、自宅の評価を高め、相続税支払いのため自宅を売却せざるを得ぬといった場合を生じ中産階級の育つことを抑圧してしまう可能性がある。一方企業を所有する大資産家には、企業の承継のための特別措置が取られようとしている。

(ヘ) 贈与税について

1年に1人あたり60万円までは贈与税がかからぬという制度も、赤んぼうが生まれた時点から贈与を継続できる資産家階級と、晩年にならないと子供にそれだけの贈与ができないサラリーマンとでは相続税に大きな不公平ができる。

(注) 中小企業は弱者との前提に立って保護育成が考えられその承継にも特別措置がとられようとしている。弱小な多数小企業もあるが、中小企業経営者には大企業取締役を遙かに凌ぐ実質収入を得ている者も少なくなく、現代の特権階級は、これ等中小企業経営者であることにも着目する必要がある。

注 31) 昭55.5.26.日本経済新聞社, M&R フリードマン著, 西山千明「選択の自由」

32) 昭22.9.5.岩波書店刊, 河上肇「貧乏物語」

33) 前掲P.F.ドラッカー「見えざる革命」52頁

- 34) 同上, 52頁
- 35) 前掲, レスター・C・サロー著「ゼロサム経済」150—150頁
- 36) " 89頁
- 37) " 100頁—101頁

結 語

民主的社会, それは長い間の人類の夢であった。

しかし, 今ではこの夢は単なる夢でなく, 実現の可能性をもつ夢となった。

「名称は労働者であれ何であれ, 実質は奴隷的作業をする人間なくしては, 文化生活を営む階層を支えることが出来ない」上流人士がこのように考えていたのは遠い昔のことではない。貧乏を必要悪と見たマルサスの人口論の立場からは, 産業の民主化などは白昼夢に過ぎなかった。

シュンペーターも「搾取是認論」を説いている。彼は1931年に訪日して行った講演の中で, 京都の二条城を訪れたときのことを語り, 「あそこに保存されている美術品はまことにすばらしいが, それはかつての時代に『サープラスの搾取』なくしては出来上りえないものであった。その意味で自分は美術品を賛美するが故に『搾取』を是認する」³⁸⁾とのべマルクスの搾取論には賛成するが, 搾取なき社会をつくろうというマルクス主義には反対であるという立場をとっている。

しかし, 奴隷的作業は機械に任せて, 人間はすべて文化生活を営むことが出来るだけの技術の発展は実現した。ただ, この技術の潜在能力を活用して, すべての人が文化生活を送りうる社会をつくる技術——社会工学の開発が必要なのである。この面では人類は未だ著るしくおけている。

「戦争をし, 他民族を支配し奴隷化して, 自分達の文化生活を築く」というのは, 人類が過去にとってきた基本的文化のパターンであった。しかし敗戦後の日本は, このようなパターンでなく文化生活が築けることを実証した。にもかかわらず, 過去の迷妄を承継して, 米ソは軍事対立をつづけている。

マルクスは, 革命による搾取なき社会を考えたが, 共産党独裁の体制は, 又

新たなる権力による搾取形態を産むことを社会主義国家は示している。

又、全く搾取なき状態は如何なるものか、ということも実にむづかしいものである。社会的寄与に応じて分配される社会といっても、その社会的寄与を何によって、計量するのかが難問となってしまう。労働者は搾取されているという。しかし、文明社会にあっての労働者は天才的科学家、技術者の成果を逆に搾取しているのかも知れない（搾取という言葉が悪ければ、その恩沢に浴していると言っても同じことである）。石器時代的原始労働を行ったのでは、労働者は倍の労働力をかけても現代の文化生活を享受することはできないであろうからである。

故に厳密な意味に於て、社会への貢献度に応じた配分ということは不可能に近いし、又それが正義とも言えない面がある。例えば働けない病者や身心障害者は見捨ててよいかといった問題も残るからである。

しかし、自由経済社会は、その富の分配、所得の配分を適正にコントロールしてゆき、産業の運営を民主化してゆけば、すべての人が健康的に働らき、健康な文化生活を営める活性ある社会にすることができる基礎があるように思われる。

その点で現在は明るい展望をもつことの出来る時代に到達している。只、より多くの人々が、この根本問題の所在に目覚め、正しい施策を実現してゆく言論が形成され、そして適正な社会技術が開発実現されてゆくかどうかにかの事成否がかかっている。この一論は、その問題提起と、試論的指標を掲げたものである。尚杜撰な所のあることは萬々承知の上で諸覧の御批判を仰ぐ次第である。

注 38) 前掲都留重人「体制変革の政治経済学」55頁